

平成23年度社会復帰促進等事業における新規事業

- ① (メンタルヘルス対策に対応可能な) 外部専門機関の整備・育成等事業 P. 1
- ② 職場における受動喫煙防止対策事業 P. 1
- ③ 働きやすい職場環境形成事業 P. 2
- ④ 墜落・転落災害等防止対策推進事業 P. 2
- ⑤ 女性就業支援全国展開事業 P. 3

平成23年度新規事業説明シート①			
事業名	(メンタルヘルス対策に対応可能な)外部専門機関の整備・育成等事業	平成23年度 予定額	8,719(千円)
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間団体等(予定)		
事業概要	多様な分野の専門職で構成される事業場外組織(外部専門機関)としての産業保健活動への参加が想定される一定規模以上の病院や郡市区医師会等を対象とした意向調査を行い、特に外部専門機関の整備に課題を有する地域では、創設に向けた支援として、一定規模以上の病院等を対象とした研修を併せて行う。		
事業の必要性	職場のメンタルヘルス不調者に対する医師等の対応については、大幅なニーズの増加が予想されるにも関わらず、メンタルヘルスに対応できる産業医の数も十分ではなく、また嘱託産業医も専ら産業医の業務を行っていない状況を踏まえると、十分な対応が困難であることから、外部専門機関の整備等に向けた支援は必要である。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	専門スタッフがいないこと等により、労働者のメンタルヘルス対策が十分に行うことができない事業者に対する支援をし、労働者の健康確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に該当する事業であるため、社会復帰等促進事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業		
期待される施策効果	医療機関等、多様な専門職を有する組織により、専門的な産業保健活動が提供されることにより、より多くの事業場においてメンタルヘルス対策が講じられ、労働者の健康を確保する。		
目的が類似する事業との相違点・関係性	特になし		
その他特記事項	特になし		

平成23年度新規事業説明シート②			
事業名	職場における受動喫煙防止対策事業	平成23年度 予定額	431,504(千円)
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働本省、労働局、労働基準監督署、民間団体等(予定)		
事業概要	(1)飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、申請に対する審査を行った上で、喫煙室設置に係る費用の1/4、上限200万円で助成する。 (2)検討会報告書等を踏まえた新たな受動喫煙防止対策について、ポスター・周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局等を通じて周知・啓発を行う。 (3)新たな喫煙防止対策の周知徹底を図るため、労働基準監督署単位での説明会を実施する。 (4)事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、コンサルタント等専門家による指導及び相談対応を行う。		
事業の必要性	職場における受動喫煙防止対策については、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効や受動喫煙防止に関する意識の高まり等を踏まえ、職場の全面禁煙又は空間分煙等による労働者の受動喫煙防止に向けた取組みの強化を図る必要がある。		

社会復帰促進等事業で実施する必要性	事業場で働く労働者の健康障害防止に資する事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適用事業であるため、社会復帰等促進事業で実施することが必要である。なお、喫煙室設置に係る補助金については、飲食店等顧客の喫煙がある職場で働く労働者の健康障害を防止する目的の他、事業場による喫煙場所の提供というサービスとしての側面もあるため、喫煙室設置費用の1/4の助成にとどめる。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
期待される施策効果	事業場で働く労働者の受動喫煙による健康障害防止。
目的が類似する事業との相違点・関係性	特になし
その他特記事項	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。

平成23年度新規事業説明シート③			
事業名	働きやすい職場環境形成事業	平成23年度 予定額	53,038(千円)
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働災害補償法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省、民間団体等		
事業概要	職場におけるいじめ・嫌がらせに対する労使を含めた国民的な問題意識を共有するための気運の醸成を図ることとする。		
事業の必要性	都道府県労働局、労働基準監督署等に設置する総合労働相談コーナーへのいじめ・嫌がらせに関する相談が増えている等、職場におけるいじめ・嫌がらせは社会的な問題であり、こうした現状の中、職場におけるいじめ・嫌がらせの防止に向けて、関係者間で問題意識を共有するための気運の醸成を図ることが必要である。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	職場におけるいじめ・嫌がらせによる精神障害等が、業務上のものであるとして労災認定される事例もある。職場におけるいじめ・嫌がらせの防止に向けた気運の醸成を図ることは、いじめ・嫌がらせによる精神障害等の発生を減少させることにつながるものである。		
期待される施策効果	職場におけるいじめ・嫌がらせ問題については、何をもっていじめ・嫌がらせととらえるか等、行政をはじめ社会的にも広く議論がなされていないことから、当該問題に対する労使等の当事者間の認識が十分でなく、各企業においてもいじめ・嫌がらせの発生防止のための取組が十分講じられていないところである。当該事業は、当該問題について労使を含めた国民的な気運の醸成を図るものであり、事業の実施が、当該問題に対する労使等の当事者の問題意識の向上や各企業における取組の促進につながるものことから、結果として、いじめ・嫌がらせの発生が防止されるものとする。		
目的が類似する事業との相違点・関係性	特になし		
その他特記事項	特になし		

平成23年度新規事業説明シート④			
事業名	墜落・転落災害等防止対策推進事業	平成23年度 予定額	74,509(千円)

事業の別	安全衛生確保事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）
実施主体	民間団体等(予定)
事業概要	足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を行う。 造船所における高所作業をはじめとする危険作業について、リスクアセスメント等の実務者に対する教育研修等を行う。
事業の必要性	平成21年における墜落・転落による死亡者数は289人と、全死亡災害の1/4に占め、その防止対策は急務な行政課題となっている。特に建設業においては死亡災害の約4割を占めており、造船業においても、墜落・転落災害の比率が増加傾向にある。
社会復帰促進等事業で実施する必要性	労働者の墜落・転落災害防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号※に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
期待される施策効果	墜落・転落による死亡災害の減少
目的が類似する事業との相違点・関係性	特になし
その他特記事項	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。

平成23年度新規事業説明シート⑤			
事業名	女性就業支援全国展開事業	平成23年度 予定額	95,264(千円)
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体		
事業概要	(1)女性関連施設等支援事業(労災・雇用勘定負担) 全国の女性関連施設等に対する相談対応及び講師派遣 (2)情報提供事業(労災・雇用勘定負担) ①全国の女性関連施設等向け女性就業促進支援プログラム等の開発・提供 ②女性労働関係資料等の展示・保管・開示		

事業の必要性	<p>・国で実施する必要性(民間で実施できない理由)</p> <p>急速な少子・高齢化の進展に伴い労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備する必要がある。</p> <p>しかしながら、依然として妊娠・出産を機に約6割の女性が離職するなど、女性の年齢階級別の労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いており、勤続年数等についても、大きな男女間格差が存在する。また、女性労働者の約6割が職場の人間関係、仕事の質・量について強い不安、悩み、ストレスを有している実態があり、就業を継続する上での障害ともなっている。</p> <p>本年6月に閣議決定された、『新成長戦略(雇用・人材戦略)』においては、「女性のM字カーブの解消」に関して、2020年までに25歳～44歳までの女性就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%とする目標が設定されたところである。</p> <p>こうした中、全国各地の女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合等(以下「女性関連施設等」という。)においては、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズに対応し、就業促進・支援事業等が行われつつある。しかしながら、女性関連施設等においては女性の就業促進に係るノウハウ等を必ずしも十分に有していないところも多く、その提供等が求められているところである。</p> <p>このため、女性関連施設等における関連施策が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。</p>
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>全国の女性関連施設等で行っている女性の就業支援施策は、妊娠・出産・更年期等女性特有の健康問題やストレスに起因する心身の問題を抱えながら働いている者など様々な局面に立つ女性を対象としているが、女性関連施設の中には多岐にわたるこれらのニーズに対応した的確な支援を行う能力を必ずしも十分に有していないところもある。当事業は、こうした女性関連施設等からの相談に対して的確にアドバイスを行うとともに、それぞれの女性関連施設等のニーズに対応した講師派遣等を行うことにより、国全体として女性の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労災保険法第29条第1項第3号の「労働者の安全及び衛生の確保」に該当し、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>
期待される施策効果	<p>当事業により、女性関連施設等に対する相談対応や講師派遣等を行うことにより、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施されるようになり、国全体として女性の健康の保持増進が図られることが期待される。</p>
目的が類似する事業との相違点・関係性	<p>特になし</p>
その他特記事項	<p>●男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)</p> <p>「・全国の男女共同参画センター、女性センター等において実施される就業支援策が効果的、効率的に実施されるようその活動を支援すること等により、女性とその能力を伸張・発揮できる環境を整備する。」「働く女性や働くことを希望する女性を支援する拠点において、支援プログラム・ノウハウ等を開発するとともに、それらを地方自治体やセンター等に提供するため、講師派遣、情報提供を行うほか、地方自治体やセンター等とのネットワークの強化を図り、活動の支援を行う。」</p> <p>●平成22年5月25日の事業仕分け以降、国民から厚生労働大臣に寄せられた要請、署名等</p> <p>◇「女性と仕事総合支援事業」の存続を求める声明(平成22年5月27日 代表団体高齢社会をよくする女性の会、理事長樋口恵子氏)への賛同団体:25団体、賛同者:944名</p> <p>◇「女性と仕事の未来館」における「女性と仕事総合支援事業」の存続を求める署名:80,387件(22年8月27日現在)</p> <p>◇女性と仕事の総合支援事業に係る存続要望書:全国地域婦人団体連絡協議会会長、全国女性会館協議会理事長、女性と仕事総合支援事業の存続を求める会代表、男女平等をすすめる教育全国ネットワーク代表、自治労傘下組合106団体等</p> <p>●平成22年11月17日の事業再仕分け以降、国民から厚生労働大臣に寄せられた要請</p> <p>◇「女性と仕事の未来館」の存続を求める要望書:34件(22年12月17日現在)</p>